平成２１年（フ）第２５７号
千葉県山武郡横芝光町横芝652番地１
破産者　小川　直孝
１　決定年月日　平成22年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第２６６号
千葉県東金市前之内290番地16、開始決定時の住所千葉県東金市田間346番地３
破産者　小宮山和志
１　決定年月日　平成22年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第２４７６号
横浜市金沢区高舟台１丁目14番５号　メゾン高舟台104、開始決定時の住所横浜市金沢区六浦３丁目19番24―103号
破産者　大川　光明
１　決定年月日　平成22年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３９４号
横浜市栄区公田町1019番地の407
破産者　笠間　健作
１　決定年月日　平成22年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３９５号
横浜市港南区上大岡東３丁目２番11号　ファイネスⅡ
破産者　笠間　　晋
１　決定年月日　平成22年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４０３号
神奈川県藤沢市下土棚562番地の１　サニーヒル長後303号
破産者　奥村　映美（旧姓湯川）
１　決定年月日　平成22年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第４１５５号
奈良県桜井市大字芝９番地の４
破産者　松本　英之
１　決定年月日　平成22年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３３１１号
大阪府八尾市青山町３丁目６番２号
破産者　山田麻理子
１　決定年月日　平成22年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６４４１号
大阪市旭区生江２丁目２番９号
破産者　浜鍍金工業所こと　濱　　和雄
１　決定年月日　平成22年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７７８９号
大阪府大東市南新田１丁目17番101号、開始決定時の住所大阪市西区南堀江２丁目３番27―601号
破産者　馬場　米子
１　決定年月日　平成22年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９７５号
大阪府枚方市杉責谷１丁目4612番地の70
破産者　吉村　雅哉
１　決定年月日　平成22年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９９３号
大阪府東大阪市大蓮北２丁目８番21号
破産者　ソフィア教育学院こと　福永　雅一
１　決定年月日　平成22年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９１８５号
大阪府八尾市八尾木４丁目６番地　グランドメゾン曙107号、開始決定時の住所大阪府八尾市曙川東４丁目68番地
破産者　竹本　昭司
１　決定年月日　平成22年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９２８６号
大阪市中央区瓦屋町１―11―18　スピカコート401号室、住民票上の住所大阪市中央区糸屋町２丁目１番16号
破産者　市來　辰己
１　決定年月日　平成22年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８０号
大阪市生野区鶴橋１丁目１番34―613号
破産者　松永　幸夫
１　決定年月日　平成22年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３９号
神戸市東灘区住吉宮町３丁目１番２号　メゾンオリエンタル１Ｆ号
破産者　宮﨑　正一
１　決定年月日　平成22年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４０号
神戸市東灘区住吉宮町３丁目１番２号　メゾンオリエンタル１Ｆ号
破産者　宮﨑真里子
１　決定年月日　平成22年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８２号
大阪市大正区南恩加島５丁目３番４号
破産者　千葉　　明
１　決定年月日　平成22年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２４号
大阪府八尾市沼１丁目58番地
破産者　内田　和子
１　決定年月日　平成22年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部